証券税制Q&A

教えて！小谷野先生

税制改正編

小谷野幹雄（こやの・みきお）
公認会計士・税理士・証券アナリスト・ＭＢＡ
早稲田大学在学中に公認会計士２次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でＭＢＡ取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてＩＳＯ9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
http://www.koyano－cpa.gr.jp/

Q

私には、海外で生まれ育ち海外国籍を保有している孫がいます。その孫へ外国株式を贈与しようと考えています。平成25年度の税制改正で相続税・贈与税の課税対象財産の範囲が拡大されたと耳にしましたが、この場合日本の贈与税はかかるのでしょうか。改正前と改正後の変更点を教えて下さい。

A

①制度の概要

日本の相続税又は贈与税は、相続人又は受贈人が納税義務者となりますが、その納税義務者の住所が日本国内にあるか否か、日本国籍を有するか否かという区分によって課税される財産の範囲が異なります。ここでの住所とは客観的事実から判定できる生活の本拠と規定されています。

また、課税される財産の範囲は国内財産と国外財産に分類されます。

国内財産か国外財産かは、財産が存在する所在地によって判定されると規定されています。財産の種類によってそれぞれ規定はありますが、お尋ねの内容である株式は、その株式の発行法人の本店所在地で判断する事とされており、日本の金融機関で保管していても外国法人が発行した株式は国外財産となります。

②改正前の制度

平成25年度の改正前の制度は、このような課税関係になっており、相続人・受贈者で日本国籍がない場合、又は、相続人・受贈者及び被相続人・贈与者がともに国外居住5年超の場合については国内財産のみの課税とされていました。上記以外の場合については国内財産・国外財産ともに課税されていました。

【改正前】

相続人・受贈者 ＼ 被相続人・贈与者				
国内に住所あり	国内に住所なし			
	日本国籍あり		日本国籍なし	
	国外居住5年以下	国外居住5年超		
国内に住所あり	国内財産・国外財産ともに課税			国内財産のみ課税
国内に住所なし	国外居住5年以下	国内財産・国外財産ともに課税		国内財産のみ課税
	国外居住5年超	国内財産・国外財産ともに課税		国内財産のみ課税

【改正後】

相続人・受贈者 ＼ 被相続人・贈与者				
国内に住所あり	国内に住所なし			
	日本国籍あり		日本国籍なし	
	国外居住5年以下	国外居住5年超		
国内に住所あり	国内財産・国外財産ともに課税			国内財産のみ課税
国内に住所なし	国外居住5年以下	国内財産・国外財産ともに課税		国内財産のみ課税
	国外居住5年超	国内財産・国外財産ともに課税		国内財産のみ課税

本件では、お孫さんが日本国籍を有していなければ、贈与税は課税されませんでした。

③改正後の制度

改正後の制度では、相続人・受贈者が日本国籍を有しない場合でも、被相続人・贈与者の住所が日本国内にあれば、国外財産についても課税される事になりました。

よって、本件のケースでは、国外財産である外国株式を贈与した場合においても、日本の贈与税が課税される事になります。

④適用時期

改正後の制度は、平成25年4月1日以後の相続・贈与から適用になっています。